

北海道エネライン株式会社 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 8月 1日～令和7年 7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和7年7月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり 平均年間8日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 2年 9月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成 2年 9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標2：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

<対策>

- 令和 2年 8月～ 若年者を積極的に雇入れるため、就業体験機会を提供する。トライアル雇用など通じて採用を推進する。